条例の点検・見直しシート

			作	成年	月日		平成24	年6月29日
条例の題名		三重県文化振興基金条例	公	布	日		昭和 61	年7月29日
条例番号		昭和61年三重県条例第38号	直	近 改	正日		平成20年3月26日	
所管部局課 環境生活部文化振興課			電	話	番号		059	-224-2176
条例	の概要	文化の普及振興を図るための事業及び博物館のるため、三重県文化振興基金を設置することに関					条例の 類型	財産管理 型
視点		項目			答	検 討	内 容	Š
必要性		目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも っている。	妥当	はい	, 1	地方自治法第241条に管理及び処分は条例 ることから、条例の目的 る、当該基金は、文化 また、博物館の建設等 充てるために必要不可	で定めること は妥当性を の普及振興 に要する経	が必要であ 有してい を図るため
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が められる。			はい	,١			
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。			はい	, 1	毎年、文化のソフト事態 ための基金の取り崩し ための積み立てを行っ	や新県立博	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていい。			該	当なし			
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱等 規定する余地はない。)。			はい	, 1	基金の設置、管理及び 241条第1項の規定によ がある。		
	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。			はい	١,	地方自治法第241条		
適法	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない(近年の判例動向に適合している。)。			゚ぱい	, 1			
性	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。			はい	, 1			
有効性	条例の目	目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	,	はい	, 1			
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。			はい	, 1	県民力ビジョンに掲げ 261)」「生涯学習の振り		
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受け ことはない。			はし	١,			
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障: 認められる。			ולו	, 1			
効率性		目的の実現のために、条例が定める手段は必要であ とすべき規定はない。	つ	はい	١, ١			
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。			はい	٠,١			
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段 との重複はない。			はし	٠١			
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正 る。			はし	,۱	県全域の文化振興を くりが目的であることか ものであると考える。		
	条例の執	気による効果が一部の県民に限られていない。		はい	١,			
	条例の執	執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られてい _る	な	は	, 1			

そ	条例の内の連携に	該当なし							
の他	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。								
点		理	由	特	記	事	項		有効期限
検 ・ 見	改正・ 廃止の 必要は	現住の規定は、姜什のい97~をも肩には「以上の必					一見直しに 関する規 定の有無	規定の有無	
結果	かみは	要はないと考える。						無	無